平成２４年（フ）第７４号
山口県宇部市寺の前町１番10―101号
債務者　西川　正巳
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６０号
北海道夕張郡長沼町あかね２丁目15番11号
債務者　下村誠史郎
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６７号
北海道岩見沢市北村栄町35番地３　市営住宅Ｃ棟２号室
債務者　久保　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５３号
福島県南会津郡南会津町田島字会下甲3178番地　町営住宅会下団地２棟７号
債務者　阿久津清美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
群馬県太田市新田反町町639番地２
債務者　小林　良平
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３４５号
神奈川県平塚市横内3931番地県営横内アパート３―306
債務者　丹野　照子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４号
新潟県上越市仲町２丁目８番21号　コーポ大関201号
債務者　山本　勇治
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２７１６号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目９番２号　コーポ吉野屋403
債務者　矢野　禎治
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７６５号
大阪府大東市北条２丁目18番11号
債務者　田中　哲夫
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４５号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番11―610号
債務者　森　　龍如
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８１号
大阪府守口市菊水通４丁目８番９号
債務者　瀧　　淳子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９５号
大阪府吹田市桃山台２丁目６番Ｂ21―205号
債務者　尾髙　　修
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０５号
大阪市東淀川区菅原１丁目１番23―901号
債務者　北村　真美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８４号
大阪府東大阪市水走２丁目16番45―905号　ライオンズマンション吉田
債務者　石川　節也
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８５号
大阪市西成区千本南１丁目15番８―603号
債務者　尾木　　靖
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９１号
大阪市西淀川区花川２丁目19番16号　グランドＩ・Ｓ302号室
債務者　金沢　克茂
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４７号
大阪府東大阪市新喜多２丁目２番13号
債務者　井上　照光
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県加東市下滝野1314番地８
債務者　大久保俊明
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所社支部